

## 芦屋市放課後児童クラブ

### 気象等警報について

- (1) 「芦屋市」に気象等警報が午前7時の時点で発令されている場合は自宅待機となり、午前9時までに解除されない場合には、その日の児童クラブは閉会となります。
- (2) 児童が小学校の管理下（下校前）に気象等警報が発令された場合には、児童クラブは閉会し、小学校の指示に従い下校します。
- (3) 児童クラブ開級中に気象等警報が発令された場合には、保護者へ連絡し、安全確認のうえ児童を帰宅させます。（年度初めの緊急時アンケートに沿って児童を帰宅させます。）

※気象等警報の中で「波浪・高潮警報」については対象外としますが、状況によりその限りではありません。

※天候が悪く気象等警報が発令される恐れのある場合には、気象情報にご注意ください。

### 集団かぜ等による学級閉鎖等について

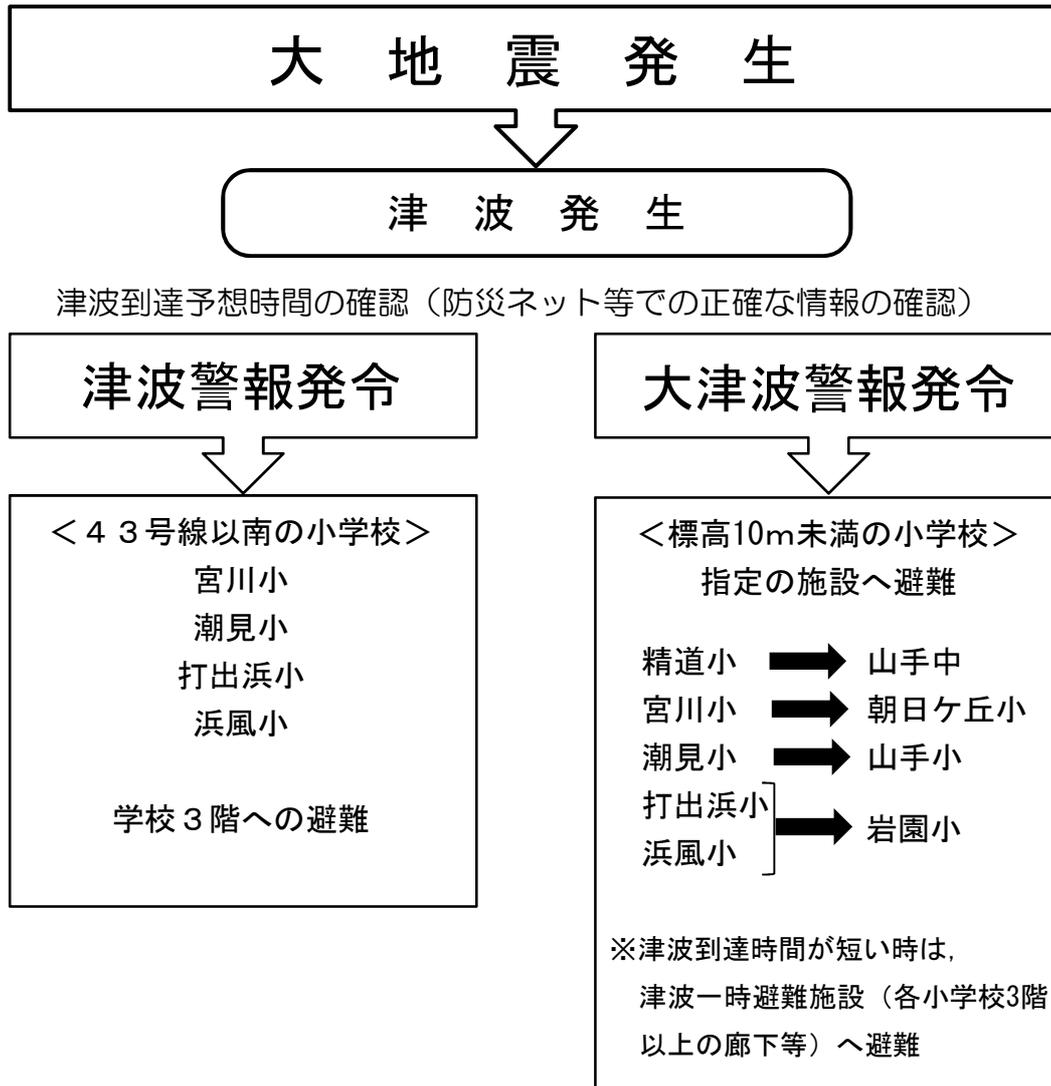
- (1) 集団かぜ等により小学校の学級が閉鎖された場合、その間、児童クラブ学級に登級することはできません。
- (2) 児童が小学校の管理下（下校前）に学級・学年閉鎖が発令された場合、発令日はお預かりいたしますが、翌日から学級・学年閉鎖期間が終わるまではお預かりできません。

### 暑さ指数による校外指導（プール）の中止について

校外指導（プール指導含む。）・学級行事等を、環境省熱中症予防情報サイトにおいて、神戸の暑さ指数（子供）が31℃を超えている場合、中止にします。また以下の場合においても、中止することがあります。

- (1) 各学級に配布している熱中症指数計で、暑さ指数が31℃以上を超えているとき
- (2) 一人でも体調不良を訴えた児童がいる場合
- (3) その他、青少年育成課が危険と判断した場合

## 津波発生時の避難行動について



### 大津波・津波警報発令時のルール

- 津波警報が発令された場合は、建物の3階以上に避難する。
- 大津波警報が発令された場合は、標高10m未満に位置する小学校の児童は指定された施設に避難する。
- 保護者は、警報発令時は迎えに来ないで、各自避難をし、注意報に変わってからして避難施設へ迎えに行く。
- 警報発令中に迎えに来た保護者については、注意報になるまで、児童とともに、避難する。
- 標高10m以上に自宅がある児童の下校に関しては、状況を見て判断する。

\*（芦屋市教育委員会「いのち」を守る防災マニュアル(改訂版) 一部抜粋）

芦屋市 社会教育部 青少年育成課  
TEL：0797-38-2110（直通）  
FAX：0797-38-2124